

## 租税判例速報

□ 弁護士・ニューヨーク州弁護士

弘中聡浩

□ 最小判平成 23 年 9 月 22 日

平成 21 年(行ツ)第 73 号, 通知処分取消請求事件, 裁判所 HP

## ▶ 事実

平成 16 年法律第 14 号による改正前の租税特別措置法 31 条は、個人による、所有期間 5 年超の土地等又は建物等の譲渡（長期譲渡）の譲渡所得を分離課税とし、損失の金額がある場合には他の各種所得の金額から控除する損益通算を認めていた。ところが、平成 15 年 12 月 17 日、与党の平成 16 年度税制改正大綱においてかかる損益通算を廃止する方針が決定され、翌日この大綱の内容が新聞報道された。平成 16 年 1 月 16 日には平成 16 年度税制改正の要綱が閣議決定され、損益通算廃止を含む法律案は同年 2 月 3 日に国会に提出され、同年 3 月 26 日成立、同月 31 日公布、同年 4 月 1 日施行とされた。

上告人 X は、長期譲渡に当たる土地の売買契約を平成 16 年 1 月 30 日に締結した。X は、平成 16 年分の所得税の確定申告書を提出した際、当該譲渡による損失の金額については他の各種所得との損益通算が認められるべきであり、これに基づいて税額の計算をすると還付されることになるとして更正の請求をしたが、所轄税務署長は更正をすべき理由がない旨の通知処分をした。X は異議申立て及び審査請求をしたが棄却された。X は、改正法の施行日である平成 16 年 4 月 1 日より前にされた譲渡について損益通算を認めないこととしたのは納税者に不利な遡及立法であり憲法 84 条に違反する等主張し、上記通知処分の取消しを求めた。

## ▶ 判旨

上告棄却。

「財産権の内容が事後の法律により変更されることによって法的安定に影響が及び得る場合における当該変更の憲法適合性については、当該財産権の性質、その内容を変更する程度及びこれを変更することによって保護される公益の性質などの諸事情を総合的に勘案し、その変更が当該財産権に対する合理的な制約として容認されるべきものであるかどうかによって判断すべきものである……暦年途中の租税法規の変更及びその暦年当初からの適用によって納

税者の租税法規上の地位が変更され、課税関係における法的安定に影響が及び得る場合においても、これと同様に解すべきものである。……上記改正は、長期譲渡所得の金額の計算において所得が生じた場合には分離課税がされる一方で、損失が生じた場合には損益通算がされることによる不均衡を解消し、適正な租税負担の要請に応え得るようにするとともに、長期譲渡所得に係る所得税の税率の引下げ等とあいまって、使用収益に応じた適切な価格による土地取引を促進し、土地市場を活性化させて、我が国の経済に深刻な影響を及ぼしていた長期間にわたる不動産価格の下落（資産デフレ）の進行に歯止めをかけることを立法目的として立案され、これらを一体として早急に実施することが予定されたものであった……。また、……本件損益通算廃止に係る……規定を平成 16 年の暦年当初から適用することとされたのは、……土地等又は建物等を安価で売却する駆け込み売却が多数行われ、上記立法目的を阻害するおそれがあったため、これを防止する目的によるものであった……。……長期間にわたる不動産価格の下落により既に我が国の経済に深刻な影響が生じていた状況の下において、……具体的な公益上の要請に基づくものであった……。……このような要請に基づく法改正により事後的に変更されるのは、……納税者の納税義務それ自体ではなく、……暦年終了時に損益通算をして租税負担の軽減を図ることを納税者が期待し得る地位にとどまる……。……また、租税法規は、財政・経済・社会政策等の国政全般からの総合的な政策判断及び極めて専門技術的な判断を踏まえた立法府の裁量的判断に基づき定立されるものであり、納税者の上記地位もこのような政策的、技術的な判断を踏まえた裁量的判断に基づき設けられた性格を有する……。……したがって、本件改正附則が、憲法 84 条の趣旨に反するものということはできない。」

## ▶ 解説

平成 16 年度税制改正における長期譲渡の損益通算廃止の年初への遡及は、その立法過程の不透明さ